

岩手県告示第273号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成23年4月8日から同年5月16日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。

平成23年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称及び住所 三菱マテリアル株式会社 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

(2) 代表者の氏名 矢尾 宏

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所 岩手県一関市東山町長坂字羽根堀50番3

3 一般廃棄物処理施設の種類 ごみ処理施設（焼却施設）

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 刈草・剪定枝、動植物性残さ、汚泥、焼却灰、熔融スラグ

5 申請年月日 平成23年1月18日